

百四十二、口五千一百八十二。燕山州、在溫池縣界、亦九姓所處。戸四百三十、口二千一百七十六。燭龍州、在溫池界。亦九姓所處、戸一百十七、口三百五十三」と記せり、此の燕然・鷄鹿・鷄田三州の條下に見ゆる突厥九姓なる名は、冊府元龜卷七一朝貢篇に天寶六載「四月突厥九姓獻馬一百五十疋」として現はる、冊府元龜と舊唐書とが同一史料によりて記述せる所少からざるは、兩者を比較すれば何人も直ちに之を認め得べきことなるが（或は前者が後者に據りたる所有るには非ずやとも思はる）、かく突厥九姓なる名に就いても、之が等しく兩書に記さるゝよりすれば、少くとも此等の書の基を成せる史料には、此の名稱が用ゐられたりしものなること疑ふ可らず、而して此の名が突厥と九姓との兩者の義に非ることは、前出冊府元龜の記事に就きて考ふるも疑無し、されば若し文字の示す所によりて考ふれば、突厥にも亦九姓部落より成る一團のありしものなりと考へざる可らざるが如し、然るに新唐書地理志（卷四十三下）を見れば、回紇州十八、府九の中に、此等の燕然・鷄鹿・鷄田・東臯蘭・燕山・燭龍の諸州を擧げ、燕然州の下には、「以多濫葛部地置、初爲都督府、及鷄鹿・鷄田・燭龍三州隸燕然都護、開元元年來屬、僑治回樂」と記し、鷄鹿州の下には、「以奚結部置、僑治回樂」と記し、鷄田州の下には「以阿跌部置、僑治回樂」と記せり、これ即ち貞觀時代に唐が鐵勒諸部の地に就きて六府七州を置きたりしが（兩唐書回鶻傳參照）、後廢せられ、開元の初に至りて其の諸部中の一部份のものが來り屬するや、之を回樂・鳴沙・溫池の縣界に於て、貞觀時代の舊名を以て僑置したるものなることを説明せるものなり、されば舊書に突厥九姓といふものは、即ち多濫葛（多覽葛）・奚結・阿跌の諸部を含みしものと解せざる可らず、然れども之等の三部は漢史に突厥の諸部と稱せらるべきものには非ずして、反て鐵勒部中のものとして擧げらるゝものなること今更いふ迄もなし、されば舊書